

集計結果表の秘匿処理について

1 集計結果表の秘匿処理

統計調査の集計結果表を作成する際、ある区分に該当する客体数が少なく、その結果数値を公表することにより、調査客体の個別の情報が判明してしまうおそれがある場合は、該当するセルを実際の数値ではなく別の値に置き換える等、秘匿処理を行っている。

委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）を実施する場合においても、客体数が少なく個別の情報につながりやすい項目が存在する場合は、当該集計結果表について秘匿処理を行う必要がある。

2 現在、各省が実施している集計結果表の秘匿処理の事例

各府省において実施している集計結果表の秘匿処理については、概ね下表のとおりである。

調査対象	標本	全数
事業所等	<p>客体数が少ない場合、結果を非表示（“ x ”等に置換え）（賃金引上げ等の実態に関する調査等）</p> <p>その他、合計値からの引き算により秘匿対象が判明する場合は、二次秘匿処理（サービス業基本調査）</p> <p>客体数が3未満の場合、客体数は表章するが経営に係る項目は非表示（農林水産関係の統計全般）</p> <p>事業所数が一定数以下でかつ従業者数が一定数以下の場合非表示（屋外労働者職種別賃金調査等）</p> <p>労働者数を10人単位で表章（賃金構造基本調査）</p>	<p>客体数が少ない場合、結果を非表示（“ x ”等に置換え）</p> <p>合計値からの引き算により秘匿対象が判明する場合は、二次秘匿処理（工業統計調査、商業統計調査、学校教員統計調査等）</p>
世帯	<p>表章単位の丸め（1000世帯、万人等）（労働力調査、国民生活基礎調査等）</p>	<p>表章区分の統合（小地域集計（国勢調査））</p>

3 ガイドラインへの記載についての考え方

集計結果表の秘匿処理の方法は、調査対象が事業所・企業等であるか世帯であるか、全数調査か標本調査かによって異なり、表章する項目によっても異なる。また、オーダーメイド集計の結果表様式は多岐に渡ると思われるため、一律の基準を作成することは困難である。このため、ガイドラインにおいては、具体的な秘匿方法を定めるのではなく、各省が実施している秘匿処理の事例を参考に、統計等の作成の際の目安となるよう整理することとしたい。

4 海外における集計表の秘匿処理について

欧米では、秘匿処理についての研究が進んでおり、既に方法がほぼ確立されている。EUでは、Statistical Disclosure Control (SDC: 1996.2～1998.7)及びComputational Aspects of Statistical Confidentiality (CASC)により、汎用秘匿処理ソフトウェア「-ARGUS」が開発、提供されている。